

法隆寺金堂塔婆及中門非再建論

關野 貞

法隆寺の金堂・五重塔及中門は其歩廊と共に伽藍の主要なる中心をなし、嘗に我国に於て最古の建造物たるのみならず、木造建築としては其年代に於て、恐くは世界無比なるべし。其様式は直接に之を百濟より得たりし者なれども、間接に支那南北朝の手法を伝えし者なり。而に其本国たる支那は無論、韓国に於ても、当時の様式を徴するに足るべき建造物は一も遺存する者あることなし。されば此等の建造物は独本邦建築史・美術史の起点をなせるのみならず、東洋の文明史を研究する者に向て、最貴重なる資料を寄与する者と謂うべきなり。況んや其内部に於ける彫刻・絵画・工芸品の如き支那・西域地方を通じて埃及・亜述・波斯・印度・希臘・東西羅馬と多少の關係を有し、古代東洋美術の宝库たるの實あるに於てをや。

然るに此貴重なる建造物も、其建立の年代異説紛々として久しく決せず、或は推古天皇の十五年創立のまま存在せる者となし、或は天智天皇の九年火災にかかり、和銅年間再建せし者となす。而も終始前説を固守せる者は唯僅かに男爵北畠治房氏等あるのみにして、黒川眞頼、小杉楹邨の両博士は飽まで後説を主張し、『國華』第一輯第九卷、『好古類纂』第二集參照)、伊東博士は其著『法隆寺建築論』に於て、

唯建築の形式が推古式たることを説き、金堂の壁画が天智式の先驅をなす者たることを論ぜしのみにして、天智の朝に火災に罹れりと否とは吾人の深く争うべき大問題にあらざるが如しと曰い、巧みに其論断を避け、高山博士は其著『日本美術史稿』に於て、再建・非再建共に多少の根拠あり、真否遽かに断じ難しとなせり。其他の学者は多く後説を信奉する者の如し。

世間の学者皆法隆寺の建築を呼で推古式若くは飛鳥式の者と称せり。其説に曰く、法隆寺にして災にかからざりしとせば無論此名称は適當なり。仮令和銅年間の再建とするも、当初の形式に少しも私意を加えず構造・裝飾皆誠実に旧の如く復興せし者なるべければ、固より之を推古式・飛鳥式と呼ぶに何の支障あることなしと。論者の説頗巧みなりと雖ども、果して天智天皇の九年に火けて其後、和銅年間に再興せし者とせば、当時唐の文化が滔々として我国に流注し来り、我芸術界を席卷せし時に方り、之と頗性質を異にせる建造物を焼失後数十年に於て再興し、其当初の形式手法を遺憾なく發揮し得たりしとは、殆信ずべからざることにあらずや。故に若し今日見る所の建造物が、和銅年間の再興にして、百済伝来の形式と同様なりとせば、所謂推古式は大化以後、唐の文化の盛行せる間にありて、毫も（少し）其影響を受くることなく、長く存在せし者となさざるべからず。此断定は果して適當なりや。吾人、他の絵画彫刻の変遷と対照して遽に首肯（うな）ずること能わざる（でき）なり。

古代東洋建築の淵源たり、美術の宝库たる吾法隆寺堂塔の建立年代が、此の如く曖昧の者たる以上は、我建築史・美術史の起点は、長く五里霧中に埋没せられて、古代東洋文化の淵源亦究むるに難からんとす。遺憾（残念）の至ならずや。余久く法隆寺の堂塔の様式を研究し、決して再建の者にあらざる

ことを確信したれども、之を充分に断定すべき有力なる証拠を得ず。煩悶年を経たりしが頃日(この)寧楽(奈)朝の尺度を研究し、之を当時の建造物の寸尺に対比するの際、偶然法隆寺堂塔の再建の者にあらざる動すべからざる証憑(証)を得、積年の疑團(ずつと解け)、始めて釈然たることを得たり。よりて其要点を記して学者の教を乞わんと欲す。

先再興論者の根拠とする所を見るに、

(一) 『日本書紀』天智天皇九年の條に「夏四月癸卯朔壬申三十夜半之後災法隆寺一屋無餘火雨雷震」とあり、『書紀』は最確實なる正史なり。一屋無餘とあれば、金堂・塔婆等の災に罹りしこと疑うべからず。

(二) 名古屋真福寺所蔵の『七大寺年表』に、「和銅元年戊申依詔造大宰府觀世音寺又作法隆寺」と載せ、『伊呂波字類抄』卷二にも、「法隆寺七大寺内和銅年中造立寺縁起云々」とあり、是れ天智天皇の九年に火けしを、和銅年間に至りて再建せしことを証すべき好資料にあらずや。

(三) 天平年間に注進せる本寺「伽藍縁起并流記資財帳」にも、「合塔本肆面貝壩一具涅槃像土、一具弥勒仏像土、一具維摩詰像土、一具分舍利像土。右和銅四年歲次辛亥寺造者」「合金剛力士形式軀在中右和銅四年歲次辛亥寺造者」とあり、是れ五重塔及中門が和銅年間再興せられ、落成の後、此等の彫刻を製作安置せしことを示せる者にあらずや。

然れども此焼失及再建を非とすべき反証亦少なからず。

(一) 『聖德太子伝抄助義』と曰える古書に、「延長四年依雷火講堂北室三經院焼失其外太子御建立以後

無火災故解脱之讚法隆寺無回祿災」とあり。此他、法隆寺に存する古記録亦一も災を説くことなし。特に天平年間の『縁起并流記資財帳』にも之を載せず。一字餘すなく火災にかかりし大變事、及び堂塔伽藍を再興し当初の輪奐（建物が広大なこと）に復せし大工事を、此等の諸記録に漏せるは如何（おまじ）。

(二) 仮りに天智天皇の九年に焼失せしとするも此の如き由緒ある大伽藍が熱心に仏教を興隆し玉いたる天智・天武・持統・文武の諸帝の朝凡四十年間を通じて再建の挙なく、荒廢に委したりとは信ずべからざるにあらずや。

(三) 『本寺縁起并流記資財帳』に

金光明經壹部 八卷

右甲午年飛鳥淨御原宮御宇 天皇請坐者

經台壹足

右癸巳年十月廿六日飛鳥宮御宇 天皇為仁王會納賜者

合蓋壹拾壹具

壹具 紫者

右癸巳十月廿六日仁王會納賜飛鳥宮御宇 天皇者

合通分繡帳式張其具カ帶廿二條 鈴三百九十三

右納賜淨御原宮御宇 天皇者

黃帳壹帳 長九尺六寸
広二幅半

緑帳壹帳

長九尺八寸
広八尺三寸

広二幅

右癸巳年十月廿六日仁王会納賜飛鳥宮御宇 天皇者

とあり、飛鳥淨御原宮御宇 天皇及飛鳥宮御宇 天皇と曰えるは持統天皇を指せる者にして、癸巳年は朱鳥七年、甲午年は朱鳥八年に當る、若し天智天皇九年より和銅年間まで再興の挙なかりしとせば、持統天皇が仁王会を行い、金光明經を納め、繡帳・黄帳・緑帳等を納め玉いたるは解すべからざるにあらずや。

此等は北畠氏を始め二、三の学者の既に注目指摘せし所の者なり。然れども再建論者は曰わん。古記録に漏れたればとて、之を以て直に正史の記事を抹殺するの理由となすべからず。火災後和銅年間まで宏壮なる伽藍の再興はなかりしならんも、此の如き名刹(名高い寺)豈荒廢に委して顧みざるが如きことあらんや。恐くは仏殿、僧坊の如き仮建となせしならん。持統天皇が法会を修め仏具を納め玉える、何等の不思議あることなしと。畢竟記録上の争は水掛論に過ぎざるなり。余は別に実物上より二三の非再建の証迹を提出せん。

(一)金堂・塔婆・中門等の形式・手法を見るに、雄麗の裡、多少古拙樸実の風を帶ぶ。之を推古天皇の三十年に創立せられし法輪寺の三重塔及之と殆年代に於て多くの差を見ざる法起寺の三重塔(此塔の年代につき異説あれども、推古天皇の朝に成れる者と確信すべき理由あり)の頗優美精鍊の風を帶び来りし者に比すれば、様式の推移上決して此等より後る者にあらざるが如し。

(二) 金堂内部に安置せる薬師・釈迦の像を見るに、其光背・台座共に完備し、明かに飛鳥式に属すべき者たり。此他、猶同式に属すべき多数の仏像あり。此等は仮りに一步を譲りて無事に搬出せられしとするも、天井に懸吊せる中の間及西の間の純然たる飛鳥式に属すべき天蓋は如何にせしや。此等は到底搬出の暇なかるべし。若再興の際、新たに造りし者とせば、毫末(ほんのすこし)も寧楽時代の手法を混ぜざるは如何。彼和銅四年の作と認むべき五重塔内の塑像、寧楽時代の初期、即從來学者の所謂天智期の者と信ずべき金堂内部の壁画、橘夫人厨子等と様式上、大なる相違あるは、何人も否認すること能わざる所、此の如き性質の相反せる技術が、何等の關係なく同時に存在せしとは信じ難き所にあらずや。論者或は曰わん、橘夫人厨子の屋蓋は他の飛鳥式の仏像の上でありし者を取り来りて冠せし者なり、金堂の天蓋亦此の如きのみと。然れども厨子の屋蓋は初めより其上に置かれし者、能く寧楽時代初期の特色を發揮せり。決して他より運び来りし者にはあらず、遁辞は吾其益窮する所あるを知るなり。

(三) 先年金堂修繕の際、屋根裏より数個の巴瓦及唐草瓦を發見せり。今同寺に蔵す。之を見ると共に純然たる飛鳥時代の者にして、志賀の宮址・大官大寺・元薬師寺及平城京の興福寺・大安寺・元興寺・薬師寺等の遺址に於て發見せられし天智朝以後、和銅前後の者と、模様に於て、性質に於て、大に逕庭(へた)あることを見る。此飛鳥時代の古瓦が金堂の屋根裏より出でしとせば、此瓦は必一たび其屋蓋にありし者なるべく、随て金堂が創立以後天智の災に罹らざりし一証となすに足るべし。論者或は曰わん、金堂再興の際、旧式を模したる者ならんと。然れども是れ、当時芸

術界の形勢上殆信を措き難き所の者なり。

以上挙ぐる所の三の理由は、形式上金堂が飛鳥時代の建築にして決して和銅再建の者にあらざることを明かに証明する者と謂うべし。然れども古代美術の形式に通曉せざる者は、更に一層明確なる証拠を提出するにあらざれば、恐くは首肯し難かるべし。巧慧なる論者は或は曰わん、法隆寺は和銅を待たずして回祿（火事で焼ける）後直ちに再興せられし者なるべし。かく解釈せば正史にも衝突せず『資財帳』の記事にも矛盾せず、寧楽時代の初期、即所謂天智期の先驅たるべき壁画の時代を説明するにも最便宜なるを覚う。特に近江朝の大化を距ること僅に二十年、飛鳥時代に発達せし形式、豈一朝にして新来の唐式の為めに駆逐せられんや。其建築・天蓋・仏像の台座・瓦等が純然たる飛鳥式より成れる、寧当然の事ならんのみと。此説、和銅再建説よりは比較的有利にして、当時文化の性質上固より許すべき者にあらざれども、其誤謬を摘発し、何人にも容易く了解せしめんこと、頗困難の事に属す。余は更に今回研究せし最確實なる証拠を挙げ、此等再建説を根柢より打破し、法隆寺の堂塔が創立以来、決して火災に罹らざりし者なることを示さんと欲す。此研究や、事甚単純にして平凡なり。而も恐くは何人も異議を挿むの餘地なかるべし。

余は之を記述するの前、予め飛鳥時代及寧楽時代に於る尺度の差異を説き置かざるべからず。蓋飛鳥時代に於て用いられし者は所謂高麗尺なりしも、大化革新以後唐制に倣ひ唐の大尺を採りて常用としたり、而も猶度を度るには従来の高麗尺を襲用せり。是に於て当時高麗尺と唐の大尺と大小の兩種の尺併用せられ、後者の一尺は前者の一尺二寸に当れり。故に我常用尺は唐には大尺なれども、我

には小尺なりしなり。和銅六年に至りて全く唐制に従い改めて、之を大尺となし、更に其六分の五を以て小尺となせり。此大尺即大化以後の常用尺は、今の曲尺に相当せる者なれども、後世多少詭長せしにより、其一尺は今の凡九寸八分に当れり。

因に曰う。寧樂時代の尺度と、今の曲尺との異同につきては、古今學者間議論頗沸騰せり。差異あるを説ける者の中にも、古の一尺は今の九寸八分弱半分に当ると曰い、或は九寸七分、或は九寸七分八厘、九寸七分九厘等と説けり。余は種々の証拠により、凡九寸七分九厘許となすを以て最穩当と考うけれども、便宜の爲め仮りに九寸八分と定む。

而るに高麗尺の一尺は其一尺二寸に相当すれば、今の曲尺に比すれば、

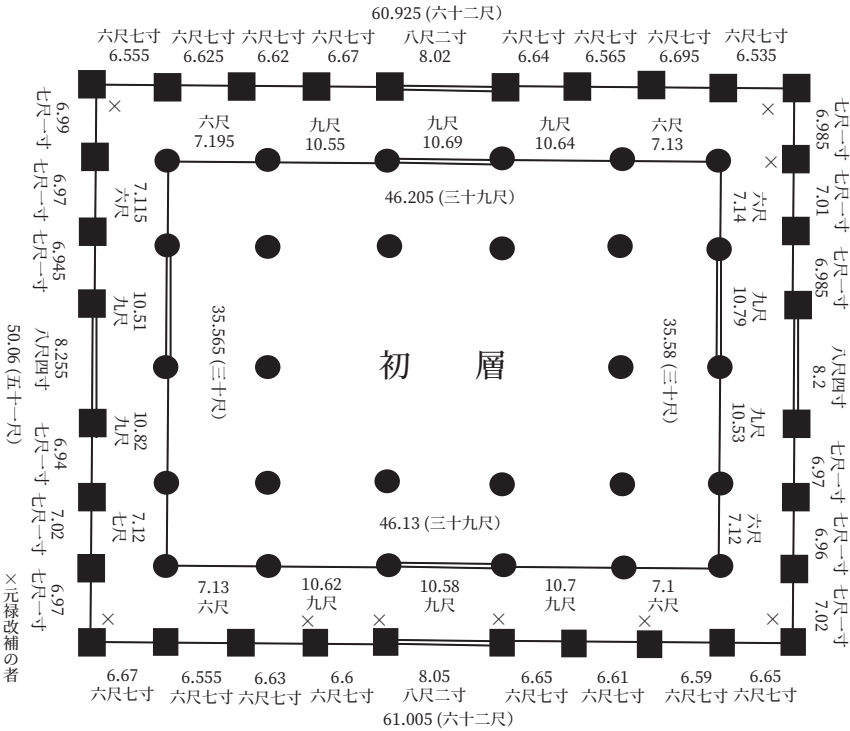
$$.98 \times 12 = 1.176$$

の如く、凡一尺一寸七分六厘となるなり。

余は既に大化前後の常用尺の差異を説けり（以下便宜の爲め大化以前の者を高麗尺と稱し、以後の者を唐尺と稱す）。更に進みて法隆寺の金堂・五重塔・中門等の諸建築が何れの尺度によりて構造せられしかを説かん。

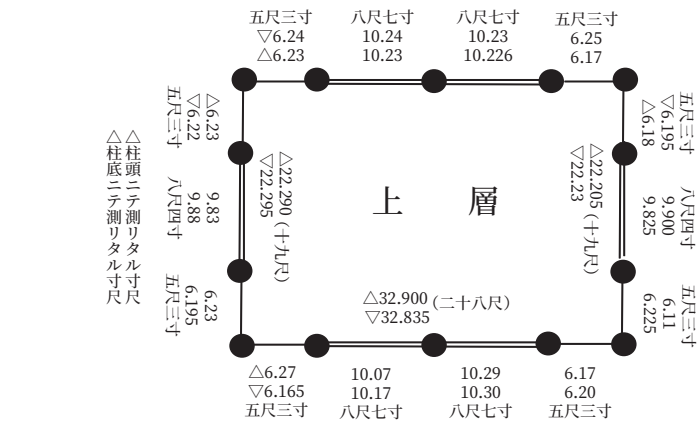
金堂は五間、四面重層の建築にして、所謂裳階を有せり。其両層の平面図は別図に示す所の如し（金堂及五重塔の寸尺は、特に友人塚本松治郎氏に托し、嚴密の調査を乞いし者にして、同氏の報告に拠る）。其桁行・梁間及各柱間の寸尺は、千有餘年の歳月を経過し、又数十回の修繕を経たることとて、当初の者と多少の差異あるは免かれざる所、且柱の傾斜・転位等の爲め当初同寸法にてあるべき

金 堂

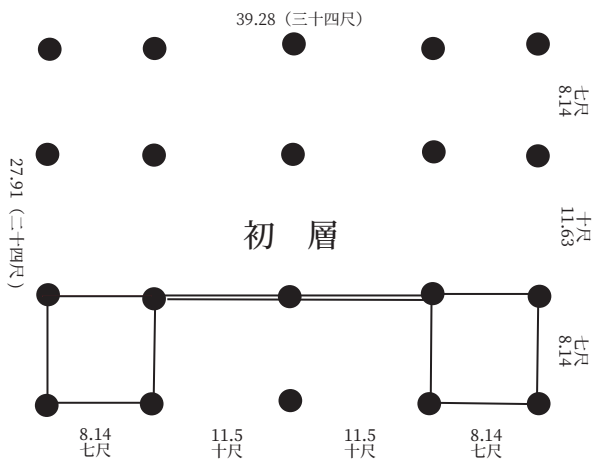


法隆寺金堂中門五重塔平面図
縮尺二百分一
50.13 (五十一尺)

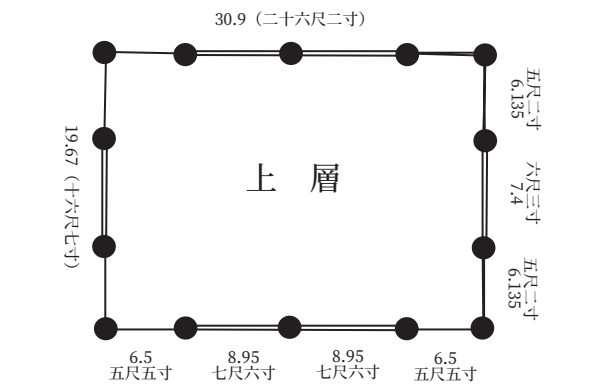
西洋数字にて記入の寸尺は曲尺にてはかりし者
漢字にて記入の者は建立当時高麗尺にて定めし寸尺
但金堂及塔の裝飾のみは唐尺



中 門

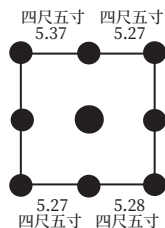


初 層

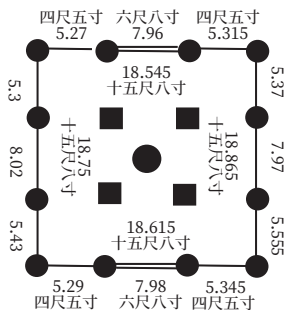


上 層

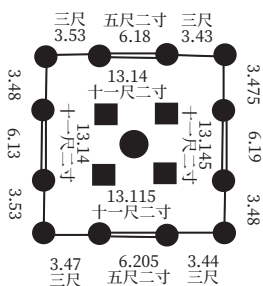
五重塔



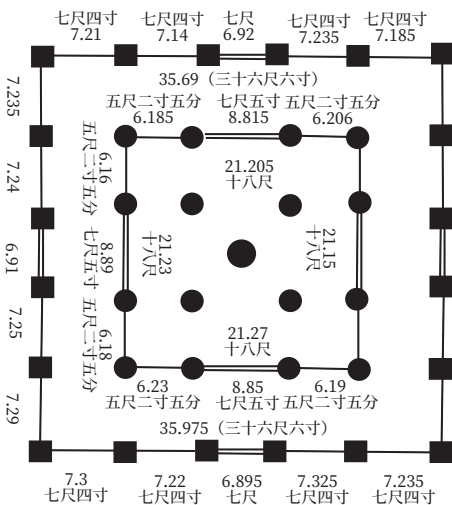
第五層



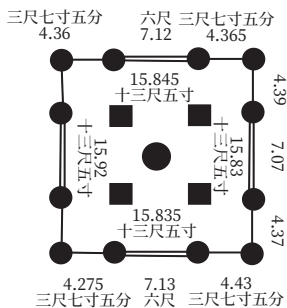
第二層



第四層



初層



第三層

柱間が互に些少の差違を来し、加うるに実測の際、又微細の誤差なきことを保すべからず。而も比較的堅牢なる構造より成れる建築には、此等の差異は極めて僅少にして、当初の広狭と大なる相違なきは、別図記入の寸尺を見て明に了解するに足るべし。

余は先初層の桁行・梁間及其柱間の寸尺を研究して左表を得たり。寸尺の第一欄に記せる者は、今の曲尺を以て測りたる長さなり。第二欄に記せる者は、之を一・一七六を以て除したる者、即高麗尺を以て測りたる長さなり。第三欄に記せる者は、其奇零を凡四捨五入して完数となせる者なり。第四欄に記せる者は、第一欄の寸尺を〇・九八を以て除したる者、即唐尺を以て測りたる長さなり。

金堂寸尺調査表

金堂下層		曲尺		高麗尺		以上の完数		唐尺		備考		
南面桁行	中 間	東脇間	西脇間	東端間	西端間	北面桁行	中 間	東脇間	西脇間	東端間	西端間	東面梁間
四六、一三〇	一〇、六八〇	一〇、七〇〇	一〇、六二〇	七、一〇〇	七、一三〇	四六、二〇五	一〇、六九〇	一〇、六四〇	一〇、五五〇	七、一三〇	七、一九五	三五、五八〇
三九、二二六	九、〇八二	九、〇九九	九、〇三一	六、〇三七	六、〇六三	三九、二九〇	九、〇九〇	九、〇四八	八、九七一	六、〇六三	六、一一八	三〇、二五五
三九、〇	九、〇	九、〇	九、〇	六、〇	六、〇	三九、〇	九、〇	九、〇	九、〇	六、〇	六、〇	三〇、〇
四七、〇七一	一〇、八九八	一〇、九一八	一〇、八三七	七、二四五	七、二七六	四七、一四七	一〇、九〇八	一〇、八五七	一〇、七六五	七、二七六	七、三四二	三六、三〇六

上層。

北・ 面・ 桁・ 行・	東 端 間	中 西 間	中 東 間	北・ 面・ 桁・ 行・	西 端 間	東 端 間	中 西 間	中 東 間	南・ 面・ 桁・ 行・	北・ 端 間	南 端 間	中 北 間	中 南 間	西・ 面・ 梁・ 間・	北・ 端 間	南 端 間	中 北 間	中 南 間											
三三、 九七〇	三三、 八九五	六、 二〇〇	六、 一七〇	一〇、 二四〇	一〇、 二三〇	一〇、 二六五	一〇、 二三〇	一〇、 二六五	三三、 八九五	三三、 八九五	六、 一六五	六、 二七〇	六、 二〇〇	六、 一七〇	一〇、 二九〇	一〇、 三〇〇	一〇、 二九〇	三三、 八九五	三三、 八九五	七、 一一〇	七、 一二〇	一〇、 五二〇	一〇、 八二〇	三五、 五六五	七、 一四〇	七、 一二〇	一〇、 七九〇	一〇、 五三〇	
二八、 〇二七	二七、 九七一	五、 二七二	五、 二四七	八、 七〇三	八、 七〇三	八、 七〇三	二七、 九七二	二七、 九七二	二七、 九七二	五、 二四二	五、 三三二	五、 二七二	五、 二四七	八、 六四八	八、 六四八	八、 七五〇	八、 七五〇	二七、 九七八	二七、 九七八	六、 〇五〇	六、 〇五四	八、 九三七	九、 二〇一	三〇、 二四二	六、 〇七一	六、 〇五五	九、 一七五	八、 九五五	
	二八、 〇	五、 三	八、 七	八、 七	二八、 〇	五、 三	五、 三	八、 七	八、 七	二八、 〇	六、 〇〇	六、 〇〇	九、 〇〇	九、 〇〇	三〇、 〇	六、 〇〇	六、 〇〇	九、 〇〇	九、 〇〇										
三三、 六四二	三三、 五六六	六、 三二六	六、 二九六	一〇、 四四九	一〇、 四三九	一〇、 四三九	一〇、 四七三	一〇、 四七三	三三、 五六六	三三、 五六六	六、 二九一	六、 三九八	六、 三二六	六、 二九六	一〇、 三七七	一〇、 五〇〇	一〇、 五〇〇	三三、 五七一	三三、 五七一	七、 二六〇	七、 二六五	一〇、 七二五	一〇、 〇四一	三六、 二九〇	七、 二八六	七、 二六五	一〇、 〇一〇	一〇、 七四五	

右側柱頭にて測る
左側柱頭にて測る
以下之に同じ

北端間	南端間	中 間	西・ 面・ 梁・ 間・	北端間	南端間	中 間	東・ 面・ 梁・ 間・	西端間	東端間	中西間	中東間	北・ 面・ 桁・ 行・	西端間													
六、二二〇	六、二三五	九、八八〇	二二、二九五	六、一九五	六、一一〇	六、二二五	九、八二五	二二、二三〇	六、二四〇	六、二六〇	六、一七〇	一〇、二四〇	一〇、二三〇	一〇、二三五	三三、九七〇	三三、八九五	六、一六五	六、二七〇								
五、二八九	五、二六八	五、二九八	八、四〇一	八、三五九	一八、九五八	一八、九五四	五、二六八	五、一九六	五、二四五	五、二九四	八、四一八	八、三五五	一八、八八二	一八、九〇三	五、三〇六	五、二九八	五、三二三	五、二四七	五、三三二							
五、三	五、三	八、四	一、九〇	五、三	五、三	八、四	一、九〇	五、三	五、三	八、七	八、七	二、八〇	五、三													
六、三三七	六、三五七	六、三二七	一〇、〇八一	一〇、〇三一	二二、七五〇	二二、七四五	六、三二一	六、三〇六	六、二三五	六、三二二	一〇、〇二五	一〇、〇二五	二二、六五八	二二、六八四	六、三六七	六、三五七	六、三八八	六、二九六	一〇、四四九	一〇、四三九	一〇、四三九	一〇、四三三	三三、六四二	三三、五六六	六、二九一	六、三九八

前表を精細に観るときは、金堂の桁行は高麗尺を以て測るときは、南面三十九尺二寸二分六厘にして北面三十九尺二寸九分あり。唐尺を以て測るときは、南面四十七尺七分一厘、北面四十七尺一寸四分七厘あり。共に奇零を捨てて完数となすときは、甲は三十九尺となり、乙は四十七尺となり、乙の奇零は甲より少きを以て、一見此建物の寸尺は唐尺に拠りたる者と考うるを妥当とすべきが如くなれども、更に各柱間の寸尺を研究する時は、表に示せるが如く、高麗尺にては中の間及左右脇間は完数恰も九尺となり、左右両端の間は六尺となり、而して唐尺にては、此の如き便宜の完数を得ること能わざるを見るべし。又梁間に於ては、全体の長さに於ても、各柱間の寸尺に於ても、完数を作ることに於て、一層高麗尺の唐尺に優れることを知るべし。特に前記実測の金堂の寸尺は塚本氏の調査に拠りたる者なれども、伊東博士の『法隆寺建築論』附図の実測図に随うときは、

	伊東博士 実際の寸尺	高麗尺	以上の完数	唐尺
金堂				
桁行	四五、九〇〇	三九〇・三二	三九〇	四六、八三六
梁間	三五、三〇〇	三〇、〇一七	三〇、〇	三六、一二〇
正面及側面	一〇、六〇〇	九、〇一三	九、〇	一〇、八一六
中間				
全端	七、〇五〇	五、九九四	六、〇	七一、九三八

の如くにして、桁行・梁間及柱間の寸尺は、高麗尺に換算するときは完数となすにつき取捨すべき奇零は極めて微細となり、唐尺に於ては、却て愈増大することを見るべし。元来古建築物の実測は極め

て困難の事にして、柱の傾斜・転位及磨損等の為め、精確不動の寸尺を定むることは容易ならず。随て実測者の異なるに随い、寸尺も亦多少の相違を見るは免るること能わざる所なり。両氏の実測の數量が何れが最實際に近きやは、更に一層の研究を要すべしとするも、共に高麗尺を以て測るに便宜にして、唐尺を以てするに不都合なるは明白なる事実なり。

余は是に於て、建立當時に於ける金堂の長広を揣摩(測)し、高麗尺にて桁行三十九尺、梁間三十尺、正面中の間及脇間各九尺、端間各六尺、側面中二間各九尺、端間各六尺の者たりしことを確信せんと欲するなり。

更に前表により金堂上層の寸尺を見るに、桁行は明かに高麗尺の二十八尺なりしことを示し、梁間は十九尺なりしことをあらわし、取捨せる奇零は極めて少し。然るに唐尺にては此の如き恰好なる完数を得ること能わず。又其柱間に於ても表に示せるが如き高麗尺にて便宜なる寸尺を得たり。吾人は是に於て金堂上層の寸尺は高麗尺にて建立の際、桁行二十八尺、梁間十九尺、正面中二間各八尺七寸、端間各五尺三寸、側面中の間八尺四寸、端間各五尺三寸となせし者なることを知るなり。

吾人をして更に進みて、五重塔婆の寸尺を研究せしめよ。左の表は、各層四面の長及各柱間の広さを今日の曲尺にて測りたる者、並びに之を高麗尺及唐尺に換算せし者なり。

五重塔寸尺調査表

	曲尺	高麗尺	以上の完数	唐尺
五重塔初層	南・面	二二、二七〇	一八、〇八七	一八、〇〇
		尺	尺	尺
				二二、七〇四

第。二層。

中 間	西 端 間	東 端 間	中 面	北 端 間	南 端 間	東 面	西 端 間	東 端 間	中 間	南 面	北 端 間	南 端 間	中 間	西 端 間	中 面	北 端 間	北 端 間	南 端 間	中 面	東 端 間	西 端 間	東 端 間	中 間					
一 八、 〇二〇	一 八、 七五〇	五、 三二七〇	五、 三二七〇	一 八、 五四五	七、 九六〇	一 八、 五四五	五、 三七〇	五、 五五五	一 八、 八九五	五、 二九〇	五、 三四五	七、 九八〇	一 八、 六一五	六、 一八〇	六、 一八〇	一 一、 二二三〇	八、 八九〇	六、 一八五	二 一、 二〇五	八、 八一五	六、 一九〇	六、 〇七〇	二 一、 一五〇	八、 八九〇	二 一、 一五〇	六、 二二三〇	六、 一九〇	八、 八五〇
六、 八一四	一 五、 九四四	四、 四八一	四、 四二〇	一 五、 七七〇	六、 七六九	一 五、 七七〇	四、 七二四	四、 五五五	一 六、 〇六七	四、 四九八	四、 四四五	六、 七八六	一 五、 八三〇	五、 二三八	五、 二五五	一 八、 〇五三	七、 五六〇	五、 二五九	一 八、 〇三一	七、 四九六	五、 二六四	五、 一六二	一 七、 九八五	七、 五六〇	一 七、 九八五	五、 二九八	五、 二六四	七、 五二六
六、 八〇〇	一 五、 八〇〇	四、 五〇〇	四、 五〇〇	一 五、 八〇〇	六、 八〇〇	一 五、 八〇〇	四、 五〇〇	四、 五〇〇	一 五、 八〇〇	四、 五〇〇	四、 五〇〇	六、 八〇〇	一 五、 八〇〇	五、 二五五	五、 二五五	一 八、 〇〇〇	七、 五〇〇	五、 二五五	一 八、 〇〇〇	七、 五〇〇	五、 二五五	五、 二五五	一 八、 〇〇〇	七、 五〇〇	一 八、 〇〇〇	五、 二五五	五、 二五五	七、 五〇〇
一 八、 一八四	一 九、 一三三	五、 三七八	五、 四二二	一 八、 九二二	八、 一二二	一 八、 九二二	五、 四八〇	五、 四八〇	一 九、 二八〇	五、 三九八	五、 四五四	八、 一四三	一 八、 九九六	六、 二八六	六、 三〇六	一 九、 〇七一	九、 〇七一	六、 三一六	二 一、 六三三	八、 九九五	六、 三一六	六、 一九四	二 一、 五八二	九、 〇七一	二 一、 五八二	六、 三五七	六、 三一六	九、 〇三一

第。三層。

第。四層。

北	北	南	中	東	西	東	中	南	北	南	中	西	東	中	北	南	中	東	西	東	中	南	北	南
端	端	端	端	端	端	端	端	端	端	端	端	端	端	端	端	端	端	端	端	端	端	端	端	端
面	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間
一	三、	三、	三、	六、	一、	三、	三、	六、	一、	四、	四、	七、	一、	四、	四、	七、	一、	四、	四、	四、	四、	一、	五、	五、
三、	四七	四八	四九	一四	一五	四七	四四	二〇	一五	四四	四五	〇七	九二	三六	三五	一二	三九	三七	三〇	二七	四三	一三	八三	三〇
一	一、	二、	二、	五、	一、	二、	二、	五、	一、	三、	三、	六、	一、	三、	三、	三、	三、	六、	一、	三、	三、	一、	三、	四、
一、	一七	九五	九九	二六	七八	九五	九五	二七	一五	七八	七四	〇一	三七	七一	五四	七三	七一	〇一	四六	六三	六七	四五	四六	六一
一	一、	三、	三、	五、	一、	三、	三、	五、	一、	三、	三、	六、	一、	三、	三、	三、	三、	六、	一、	三、	三、	一、	三、	四、
一、	二〇	〇〇	〇〇	二〇	二〇	〇〇	〇〇	二〇	二〇	七五	七五	〇〇	五〇	七五	七五	七五	七五	〇〇	七五	七五	七五	一、	三、	四、
一	三、	三、	三、	六、	一、	三、	三、	六、	一、	四、	四、	七、	一、	四、	四、	七、	一、	四、	四、	四、	四、	一、	三、	四、
三、	四〇	四六	五一	三一	四一	五一	五一	三二	二八	五三	四九	二四	二四	四四	四四	二六	一八	四八	四九	四九	四九	一、	三、	四、
一	一、	三、	三、	六、	一、	三、	三、	六、	一、	四、	四、	七、	一、	四、	四、	七、	一、	四、	四、	四、	四、	一、	三、	四、
三、	四〇	四六	五一	三一	四一	五一	五一	三二	二八	五三	四九	二四	二四	四四	四四	二六	一八	四八	四九	四九	四九	一、	三、	四、

第五層。

北間	南間	西面	西間	東間	東面	北面	北間	南間	東面	西間	西面	東間	東面	中間
五、二九〇	五、三二〇	一〇、六一〇	五、三七〇	五、二七〇	一〇、六四〇	五、三三〇	五、二七〇	一〇、六〇〇	五、二八〇	五、二七〇	一〇、五五〇	三、四八〇	三、五三〇	六、一八〇
四、四九八	四、五二四	九、〇二二	四、五〇七	四、四八一	九、〇四八	四、五三二	四、四八一	九、〇一四	四、四九〇	四、四八一	八、九七一	二、九五九	三、〇〇二	五、二五五
四、五〇〇	四、五〇〇	九、〇〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	九、〇〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	九、〇〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	九、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	五、二〇〇
五、三九八	五、四二九	一〇、八二七	五、四七九	五、三七八	一〇、八五七	五、四六九	五、三七八	一〇、八一六	五、三八八	五、三七八	一〇、七六五	三、五五一	三、六〇二	六、三〇六

吾人前表を見るに、初層の大きは四面多少の差あれども、微小の奇零を除くときは、明かに高麗尺の十八尺より成れることを知るべし。而して第五層の大きは、亦同尺の九尺に相当せること、殆疑を容るるの餘地なし。之に反して唐尺にて測れば、此の如き恰當の完数を得ること能わず。故に吾人は此塔婆建立の際には、高麗尺にて初層を方十八尺となし。第五層を方九尺となしたりしことを確信せんと欲す。若各層減縮の度、相同じときは、毎層の差は $(18 - 9) \cdot 4 = 2.25$ の如く二尺二寸五分なり。

随て各層の大きさは、

第五層	第四層	第三層	第二層	初層
九、一一、二五	一三、五	一五、七五	一八、	

とならざるべからず。而るに前表第二層乃至第四層の大きさを高麗尺に換算したる者を見るに、第二層は各柱間の関係より十五尺八寸となすを妥当とするが如く、第四層亦同様に十一尺二寸なるが如く、独其中間なる第三層は恰も十三尺五寸に当れるを見る。故に其結果は、

第五層	第四層	第三層	第二層	初層
九、	一一、二	一三、五	一五、八	一八、
各層の差	二・二	二・三	二・三	二・二

なり。此の如く各層の差を、或は二尺二寸となし、或は二尺三寸となせしは、故らに煩雜なる寸法を避けんが為め、寸以下を捨て去りし為めか、或は実測の際多少の誤差ありて、實際は各層二尺二寸五分宛の減縮をなせる者、偶此の如くなるに至りしか。更に一層嚴密の研究を要すべきも、各層の寸尺が其柱間と共に当初計画の際、高麗尺を以て定められし者なることは、前表を精査すれば一目瞭然たるべし。

金堂・五重塔の大き及各柱間の寸尺が、既に説きしが如く、高麗尺を以て計画せられ、唐尺に合わずとせば、少くとも、此等の建築は大化以前に造られし者ならざるべからず。天智天皇九年焼失説及和銅再建説は随て不合理の者となるべし。論者或は曰わん、焼失後、当初の礎石に抛り旧形の如く再

建せば、柱間の寸尺が高麗尺に合するは不思議の事にあらずと。然り。此場合に於ては明かに礎石の存せる初層は、或は当初の者と同様なることを得べけん。然れども、金堂の上層、塔婆の二層以上は新制の唐尺を以て構造したるべければ、高麗尺に合して、唐尺に合せざるの理由あるべからず。論者又曰わん、近江朝の大化を距る事遠からず。故に改革以前の尺度亦民間に存し、加うるに度地(土地)には当時猶高麗尺を用いたれば、法隆寺の如き旧尺を以て造られし者を再興するには、亦旧尺を使用する方便宜なるを以て、之に依りたるならんと。論者の説、多少理由あるに似たれども、単に礎石の關係より堂塔の全部に向て、特に旧尺を襲用せざるべからざる利便、果して何くに在りや。況んや官の大寺を造営するに当り、制度を無視して旧尺を使用するが如き、万々有り得べからざる事なるに於てをや。余は参照の爲め左表に於て、飛鳥時代に造られし法起寺及法輪寺の三重塔、並びに寧楽時代に建てられし堂柱の大き、及塔間の寸尺を研究し、前者が共に高麗尺に合するに反して、後者が悉く唐尺により造営せられし者なる事を示し、以て一層吾人の論拠を確實にせんと欲す。

飛鳥時代建造物寸尺調査票

建造物名称	曲尺	高麗尺	以上の完数	備考
法起寺三重塔	初層方 二一、一三四 中層間 八七八八 端間 六一六三	一七、九七一 七、四七三 五、二四九	一八、〇〇〇 七、五〇〇 五、二五〇	推古天皇の朝の建立と推定す 修繕前実測柱頭に於ての寸尺四面の平均を取る
	第二層方 一五、七二九 中間 七、〇三三	一三、三七五 五、九七八	一三、四〇〇 六、〇〇〇	

建造物名称	曲尺	高麗尺	以上の完数尺
法輪寺三重塔	端三層方間 四、三四八	三、六九七	三、七〇〇
左右各間	一〇、五八八	九、〇〇三	九、〇〇〇
初層方	五、二九四	四、五〇二	四、五〇〇
中層方	二〇、八四〇	一七、七二〇	一七、七〇〇
端層方	八、七四〇	七、四三二	七、五〇〇
第二層方	六、〇五〇	五、一四四	五、一〇〇
中層方	一五、七〇〇	一三、三五〇	一三、四〇〇
端層方	六、九六〇	五、九一八	六、〇〇〇
中層方	四、三七〇	三、七一六	三、七〇〇
葉師寺東塔	初層方 二、三、四〇〇	二、三、八七七	二、四、〇〇〇
全裳層方	三、四、六八〇	三、五、三八八	三、五、〇〇〇
海龍王寺西金堂	桁行 二、九、三三〇	二、九、九二九	三、〇、〇〇〇
梁間 一、九、六六〇	二、〇、〇六一	二、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇
東大寺法華堂	桁行 六、〇、五六〇	六、一、七九六	六、二、〇〇〇
中層方 一、三、六七〇	一、三、九四九	一、四、〇〇〇	一、四、〇〇〇
東協間 一、三、六三〇	一、三、九〇八	一、四、〇〇〇	一、四、〇〇〇
西協間 一、三、七〇〇	一、三、九八〇	一、四、〇〇〇	一、四、〇〇〇
東端間 九、八〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
西端間 九、七六〇	九、九五九	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
東面梁間 四、二、九九六	四、三、八六七	四、四、〇〇〇	四、四、〇〇〇
南より 九、九二〇	一、〇、一二二	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
一の関 一、一、六七六	一、一、九一三	一、二、〇〇〇	一、二、〇〇〇

寧樂時代建造物寸尺調査票

推古天皇の三〇年建立
修繕の際決定の寸尺に拠る第三層は近世の改
造なれば之を省く

備考

寧樂時代初期の建築
修繕の際決定せし寸尺による
天平三年建立
奈良県の調査寸尺による
天平五年建立
修繕前北側組物の部に於て調査せし寸尺による

中 間	十五、七五〇	一六、〇七一	一六、〇
脇 二間各	一二、七五〇	一三、〇一〇	一三、〇
端 間	一〇、八五〇	一一、〇七一	一一、〇
梁 間	四八、三〇〇	四九、二八六	四九、〇
中 二間各	一三、三〇〇	一三、五七一	一三、五
隅 間	一〇、八五〇	一一、〇八五	一一、〇

修繕の際決定せる寸尺による修繕の際決定せる寸尺による

法起寺及び法輪寺の三重塔が飛鳥時代の建立にして高麗尺に合するのみならず、特に法起寺の初層と最上層との大きさ、及柱間が、悉く法隆寺の五重塔の初層及最上層と符節を合するが如く、中層の寸尺が亦其中層即第三層と殆同じきことを発見すべし。而して法輪寺三重塔の初層は、悉く後世の改造に成れるを以て比較すること能わざれども、第二層は全く彼と一致せり。吾人はに於て飛鳥時代の塔婆の計画には、其三重たると五重たるとに拘らず、殆一定の規制ありしことを発見するなり。

然るに寧楽時代に成りし薬師寺東塔以下の諸建築の寸尺を見るに、此等は皆極めて能く大化以後常用の唐尺に合せり。蓋昔時の建築は、皆建築家の好む所に随い柱間を定め、後世の所謂垂木割と何等の關係を有せざるを以て、其寸尺は多く完数を用い、施工に不便なる奇零を避けしや明かなり。其飛鳥時代の者が高麗尺にて、寧楽時代の者が唐尺にて、柱間の寸尺に完数を得るは、偶當時使用の尺度の如何を説明するに餘りあり。法隆寺金堂及五重塔が此等有力なる旁証を得て、其建立年代の大化以前にあることを知るべく、随て創立のまま決して焼失せざりし者たるは明かにして、殆疑を容るるの餘地なきなり。

吾人は更に一步を進めて金堂及塔婆の周囲にある裳階の年代の研究を試むべし。今金堂各面の長

さを裳階各面の長さより減じ、之を折半して裳階の広さを求むるに、

	裳階ノ長	金堂ノ長	裳階ノ広
	尺	尺	尺
南	面	(61.005 - 46.130) ÷ 2 = 7.438	
東	面	(51.130 - 35.580) ÷ 2 = 7.275	
北	面	(60.925 - 46.205) ÷ 2 = 7.360	
西	面	(50.060 - 35.565) ÷ 2 = 7.248	

又五重塔の裳階の柱は悉く元禄年間元禄年間の改造なれども、旧礎石の位置に立てられし者と仮定し、裳階の広さを同方法にて求むれば、

	裳階ノ長	塔婆初層ノ長	裳階ノ広
	尺	尺	尺
南	面	(35.975 - 21.270) ÷ 2 = 7.353	
東	面	(35.810 - 21.150) ÷ 2 = 7.350	
北	面	(35.690 - 21.205) ÷ 2 = 7.243	
西	面	(35.920 - 21.230) ÷ 2 = 7.345	

更に此等の寸尺を高麗尺及唐尺に換算すれば、

	曲尺	高麗尺	唐尺	以上の完数
	尺	尺	尺	尺
金堂裳階広	面	七、四六〇	六、四三四	七、六一二
南	面	七、三六〇	六、二五九	七、五一〇
東	面	七、二七五	六、一八六	七、四三三
北	面	七、二四八	六、一六三	七、三九六
西	面	七、二四八	六、一六三	七、三五五

塔婆裳階広

南面	七、三五三	六、二五三	七、五〇二	七、五
東面	七、三三〇	六、二三三	七、四八〇	七、五
北面	七、二四五	六、一六一	七、三九三	七、五
西面	七、三四五	六、二六四	七、四九五	七、五

となる。蓋^{けだし}思うに、金堂^{こんどう}及塔婆^{たつぱ}の裳階^{もこし}は其形式上より見るも同時の造営なるべく、其広さは両者を対照するに、是亦同一の者なりしや明白なり。四面共に多少の差あるは、柱の傾斜・転位^{および}及び実測の謬差に帰すべき者ならん。今高麗尺^{およびとうしやく}及唐尺^{とうしやく}の寸尺を見、建造当時の計画を揣摩^{しま}するに、必ずや唐尺にて七尺五寸の者なりしなるべし。高麗尺^{こまじやく}にては之^{これ}反し、此^{かく}の如き恰当なる寸尺を得ること能^{あた}わざるなり。更に吾人をして此等裳階^{これらもこし}の柱間の寸尺を調査せしめよ。左表は潜心攻究の結果、柱間^{こじこう}が悉く唐尺によりて定められし者なることを発見せり。但完数を得んが為めには、金堂^{こんどう}桁行^{けいぎょう}の各柱間の実測寸尺、少く意に充たざる所なきにあらず。更に精密なる調査をなさば、或^{ある}は一層^{かろう}恰好なる寸尺を得るやも知るべからず。

金堂裳階寸尺調査表

但南面の柱は悉く縁修繕の際改造せしを以て、柱間の寸尺当初の者と多少の差なきを保せず。故に之を除く。又他の三面の柱間の中、両方若くは一方の柱後補なる時も亦研究を省く。

	曲尺	高麗尺	唐尺	以上の完数	備考
裳階北面	六〇、九二五	五、一八〇	六、二一六	八、二〇〇	
桁行	八、〇二〇	六、八二〇	八、一八四	八、二	
中の脇間	六、六四〇	五、六四六	六、七七五	六、七	
東一の脇間	六、五六五	五、五八二	六、六九九	六、七	
全二の脇間	六、六九五	五、六九三	六、八三二	六、七	
全三の端間					

南面				西面				東面												
東端間	西端間	東脇間	中脇間	梁間	全隅間	全二の脇間	北二の脇間	全二の脇間	全隅間	梁間	全隅間	全二の脇間	北二の脇間	全二の脇間	中脇間	東端間	西端間	全二の脇間	全二の脇間	全二の脇間
七、三三五	七、二二〇	七、三三五	六、八九五	五、〇六〇	六、九八五	七、〇一〇	六、九八五	七、〇一〇	六、九八五	五、〇六〇	六、九八五	七、〇一〇	六、九八五	七、〇一〇	八、二〇〇	六、五五五	六、六二〇	六、六二〇	六、六七〇	六、五三五
六、一五二	六、一三九	六、二二九	五、八六三	五、九七〇	五、九〇五	五、九二七	四、二、五六五	五、九三九	五、九一八	四、二、六二八	五、九二七	五、九一八	五、九二七	五、九一八	六、九七三	五、六三三	五、六二九	五、六七二	五、六七二	五、〇、五九一
七、三八三	七、三六七	七、四七五	七、〇五六	七、一六三	七、〇八七	七、一一二	五、一、〇八二	七、一二七	七、一〇二	五、一、一五三	七、一一二	七、一〇二	七、一一二	八、三六七	六、七六〇	六、七五五	六、七五五	六、八〇六	六、八〇六	三、六、七〇九
七、四	七、四	七、四	七、〇	七、一	七、一	七、一	五、一、〇	七、一	七、一	五、一、〇	七、一	七、一	七、一	八、四	六、七	六、七	六、七	六、七	六、七	三、六、六
				北隅柱後補	南隅柱後補	北柱後補	南柱後補	北柱後補	南柱後補	北柱後補	南柱後補	北柱後補	南柱後補	北柱後補	南隅柱後補	西隅柱後補				東隅柱後補

五重塔裳階寸尺調査表

たるが如く、和銅四年に造られし者なることを信ぜんと欲するなり。果して然らば、壁画は金堂創立以後数十年を経て描かれし者にして、塑像は更に後れて和銅四年に至りて新たに造られし者なり。蓋裳階附加の目的は、貴重なる内部を保護するに出でしや明かなるを以て、早くも塔婆にありては塑像の製作と同時になすを以て穩当なりとす。今其肘木及卷斗等の形式手法を見るに、頗古拙の風、勁健の性質を帯び、遅くも寧楽時代の初期を下らざるを知る。吾人はに於て和銅四年塑像を作り、之を保護せしが為めに裳階を設け、更に金堂の内部の仏像・壁画等の保護の為に亦裳階を附加せし者なることを信ぜんと欲するなり。

此等裳階を以て和銅頃の者となすに、猶他に旁証とすべき者あり。大和高市郡なる元葉師寺の金堂及塔婆の遺址を見るに、其寸尺殆養老年間遷造の平城京の葉師寺の者と同様にして、裳層を有せざれども、新寺の者には共に裳層を有せり。特に新寺東西兩塔内には法隆寺の塔婆の如く塑土にて釈迦八相を造りたりしなり。蓋養老遷移の際、或は旧寺の堂塔を運し来り、其周圍に新たに裳層を附加し、兩塔内に塑土の像を造りし者にはあらざるなきか。若し然らずとするも、旧寺になき裳層を新たに造りし者にして、其塑土の像の如き、恐くは亦旧寺になりし者なるべし。此等の事、焉ぞ法隆寺に於て亦裳階を附加し塑像を造りしことを参照するの資料となすに足らざらんや。

金堂及五重塔の寸尺が高麗尺に合し、而して此等の裳階の寸尺が唐尺に合せることは既に之を論ぜり。吾人更に轉じて中門の寸尺を研究して左表を得たり。其桁行・梁間及柱間が高麗尺に合して唐尺に相当せざることは、既に金堂及五重塔の條下に於て論ぜし所を以て推究せば自ら明白なるべし。

法隆寺中門寸尺調査表 曲尺の寸尺は修繕の際調査決定せし寸尺による

	曲尺	尺	高麗尺	尺	以上の完数	唐尺	尺
初層	桁行	三九、二八〇	、三三、四〇一	三四、〇	四〇、〇八一		
	左右中間	一一、五〇〇	九、七七九	一〇、〇	一一、七三五		
	端間	八、一四〇	六、九二一	七、〇	八、三〇六		
	梁間	二七、九一〇	二三、七三三	二四、〇	二八、四八〇		
	中間	一一、六三〇	九、八八九	一〇、〇	一一、八六七		
	端間	八、一四〇	六、九二一	七、〇	八、三〇六		
上層	桁行	三〇、九〇〇	二六、二七六	二六、二	三一、五三一		
	左右中間	八、九五〇	七、六一一	七、六	九、一三三		
	端間	六、五〇〇	五、五三二	五、五	六、五三二		
	梁間	一九、六七〇	十六、七二六	十六、七	二〇、〇七一		
	中間	七、四〇〇	六、二九二	六、三	七、五五一		
	端間	六、一三五	五、二一七	五、二	六、二六〇		

以上論じ来りし結果を概論すれば、大化以前の常用尺は高麗尺にして、以後は唐の大尺なり。而して法隆寺の金堂・塔婆及中門の寸尺を研究するに、計画の際、明かに高麗尺によりて其桁行・梁間及各柱間を決定せし者なるを知ることが得たり。是豈、此等の建築が明かに大化以前の者にして、創立のまま決して火災にかからざりし確証にあらずや。長く学者間の大問題たりし再建・非再建説は、是に於てか始めて明白なる解決を得たりしが如し。而も吾人は此等有力量なる確証を提出すると共に、更に再建論者の根拠とする所の既記(一)乃至(三)の証拠に向て多少の考察を加うるは、敢て無益の事にはあらざるべし。

先(二)より論ぜんに、『七大寺年表』に和銅元年に法隆寺を作るとあるは、蓋當時金堂及五重塔の裳階を造り、併せて他の建造物の造営若くは修理をなせしことを指せるなるべし。『伊呂波字類抄』に所謂「和銅年中造立寺縁起云々」とは如何なる「縁起」なるか明かならざるを以て、敢て重きを置くに足らざれども、和銅年中造立とは亦前記の事を指せる者と解することを得べし。

(三)の『流記資財帳』に塔内部の塑像及中門の金剛力士の像を、和銅四年に寺にて造りしことを曰えるは事実ならんも、之を以て直に此等建造物の再興を説くは早計なり。此等の塑像は後に造りて、従来の建造物内に安置し得べき者なり。特に既に論ぜしが如く、塔の裳階が塑像と同年代なるべく、塔婆より後れて立てられし明かなる証拠あるに於てをや。

更に翻て(一)に就き之を觀るに、是れ従来再建論者の拠て以て金城鉄壁となせる所の者なれども、古書・記録には往々錯誤謬写のあるは免かれ難き所、悉く書を信ずれば書なきに若かざるなり。而も之に對して其錯誤たることを示すに足るべき充分の説明を得んことは、吾人の尤も希望する所なり。従来非再建論者の弁明を聞くに曰く、

(一)古老の伝に『日本書紀』に載する所の古記の原本二あり。一は法隆寺に火災ありと記し、他の本には幸隆寺火災ありと記す。此の幸隆寺は法隆寺末伽藍の一にして、北の方字信乃と云える地に在りて、本寺を去ること三町以内なり。共に法隆寺或は斑鳩寺と総稱す。此等昔日全焼して今に再興なし。故に一本の分は遠所に在て、総稱を唱え、法隆寺焼失と云える伝聞記載の分を載せ、他の一本は近所に在て實際の儘記せし故に、幸隆寺焼失とせし分を取れりと。

(二) 『日本書紀』の所載によれば「一屋無餘」とありて、「一堂」若くは「一字」と称えざるなり。按ずるに屋の字は普通の住屋にのみ之を用い、伽藍建築には必ず堂若くは宇の字を用い来れり。是即ち伽藍の災に罹らざりし一証なり

(三) 『書紀』の法隆寺の「法」は「幸」の誤写なるべし。蓋幸隆寺と載せられしを、後人謄写の際、幸隆寺は焼失後再興の挙なく、其名隠滅して伝わらざれども、法隆寺は有名なる伽藍なる故に、偶々之を誤りしならん。

(四) 仮りに法隆寺に災ありしとするも、金堂・塔婆の如きは災を免かれしなるべし。是れ法隆寺の古記録に一も其災を説かざる所以なり。『書紀』に「一屋無餘」とあるは、畢竟一の舞文記事に過ぎず。此等の論弁は単に一の想像に過ぎずして『書紀』に明白に掲げたる記事を打破するには根拠頗薄弱にして、未だ人意を充たすに足らず。然れども既に論ぜしが如く、法隆寺の堂塔が決して焼失せし者にあらざる的確の証憑あれば、『書紀』の記事が謬伝か、錯簡か、誤写か、三者其一に居らざるべからず。頃日、友人平子鐸嶺氏、偶其錯簡に出でし有力なる証迹を発見し、更に記録上より非再建説を立てたり。吾人は刮目して同氏の説の公にせらるるを待ち、此疑問を解決せんと欲するなり。

法隆寺の創立、斑鳩寺との異同、其建築・彫刻・絵画等の形式、『流記資財帳』の記事、四面歩廊等に就き、猶論ぜんと欲する所多々あれども、余は不幸二豎(子)の爲めに犯され、將に不日(まもなく)を以て病院に入り、数十日間病床の人とならんとす。よりて主として此には尺度の上より研究せし、非再建の確実なる証迹を論じ、更に他日の機会を待たんと欲す。又此論を草するにあたり、工学士

土屋純一氏及塚本松治郎氏より有益なる資料を贈与せられしことを謝す。

(明治三十八年二月「史学雑誌」第一六編第二号)

- 『明治思想集(二)』(明治文学全集 第七八巻、筑摩書房 一九八九年二月)所収。
- 底本には句読点がないが、読みやすさのために、私意により句読点をつけた。
- 引用文を除いて、旧字・旧仮名遣いは、新字・新仮名遣いにあらためた。
- 読みやすさのために振り仮名を付加した。
- 理解を助けるために割註をつけた。
- PDF化には \LaTeX 2 ϵ でタイプセティングを行い、`dvipdfmx`を使用した。
- 科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」
<http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/scilib.html>
- 「科学図書館」に新しく収録した文献の案内 「科学図書館掲示板」
<http://6325.teacup.com/munehiroumeda/bbs>